



〈書評〉重富公生著『イギリス議会エンクロージャー研究』

高橋，基泰

(Citation)

国民経済雑誌, 182(2):89-93

(Issue Date)

2000-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00045087>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00045087>



重富公生著『イギリス議会エンクロージャー研究¹』

(勁草書房, 神戸大学経済学叢書第5輯 1999年, v + 381頁, 5000円+税)

本書は、ここ30年来の日本におけるエンクロージャー研究の「空白」を充填する著作であり、研究史の整理、問題提起および事例研究からなる経済史の本格である。

本書は問題提起および事例分析の2部構成からなり、その内容に関しては以下の通りである。第1部 問題提起では3つの章に加え補論3編を費やし、1970年以降わが国ではほとんど看過されてきた議会エンクロージャーの研究史の紹介がなされている。1980年代中葉におけるJ.M. マーティンやM.E. ターナーらの研究は研究動向の一つの大きな転回点と著者はとりあげる。まず、議会エンクロージャーないし「農業革命」におけるJ.D. チェンバース、G.E. ミンゲイら「修正派」の見解の再検討がなされた。「修正派」は、往年のハモンド夫妻・W. ハズバツハらの「古典派」に対して、議会エンクロージャーの役割を大小の差はあれ軽視する傾向にあったのである。マーティンおよびターナーはその成果はうけつぎながらも、より人間的なしかも研究水準の高まりをとまなうアプローチで、悲観説とも言うべき「古典派学説」を部分的に復活させた、とする。その点彼らは「再修正派」とも称しうる存在である。その研究水準の高まりは、とくに一連の議会エンクロージャー関連の新しい側面への照射にみられる。まず、開放耕地制度とエンクロージャーに関し生産性の面からの検討であり、また「共有権」の価値と意味の再評価、すなわち質的・定性的アプローチの重要性を説くK.D.M. スネル、J.M. ニーソン、J. ハンフリーズらの論者を紹介するものである。

第2部では事例分析として冒頭の文で紹介したバッキンガム州ウェストン・タービル Weston Turville 教区エンクロージャーを対象にしている。ここでは関係史料の豊富さが選定の主たる理由である、とのことである。史料に関しては、法令および裁定書 enclosure award を基本としている。だがむしろ著者の力量があらわれていると思われるのは、囲い込み委員会の会合議事録(第5章)、割当計画地図・土地台帳・不動産申告書(第6章)、会計簿・会計史料(第7、8章)、地租査定簿(第9章)と綿密に検討していく過程そのものである。その過程は文字通り多角的照射になるのである。書簡も多数用いられており、活写の効果をあげている。

まず第4章は教区の概観から始まり、エンクロージャー法令の成立までを観察する。教区面積は約2300エーカー、うち耕地が約1000エーカー、7.5エーカーの森林、残余は放牧地・牧草地である。1801年人口センサスでは人口約500人であり土地所有者は約50名であった。土地所有者のうち何名かは貴族・ロンドン大会社である。ここでは1797年に請願書上程準備が開始された後、翌1798年教区におけるエンクロージャー法令まで議会での法案審議過程をたどる。第5章では、具体的に囲い込み委員の会合と囲い込みの進行を追い、囲い込み委員・書記・測量士の役割にも触れながら準備期、土地割当期、雑務処理期と順に論じていく。

第6章はエンクロージャーの土地分配過程で、ここが第2部の重心とでも言うべき章である。各土地所有者の不動産内容を分析する。すなわち土地所有の変化を種目別に割当の前後で観察するのである。教区教会＝聖職者への割当、教会付属地、十分の一税代替＝土地割譲の状況に目を向けた点も興味深いし、実態により迫るものである。聖職者の持ち分は十分の一税の土地代替により大幅な面積の増大をみる。他方、各土地所有者の面積は、例外はあるにせよ平均20%以上の減となった。第7章 エンクロージャーの必要経費では、公的・私的双方の費用に目を配っている。第8章のエンクロージャー経費の調達を検討し、所有地面積に比例した負担額、というのが基本であることを示し、費用調達の実施にも触れる。最後の第9章ではエンクロージャー前後半世紀の土地所有動向を論じて終章となる。中味をいえば地租査定簿による土地所有動向の分析である。これは小農の「没落」論の検証であり、入れ替わり turnover の手法で描いてみせている。その結果、エンクロージャー前後半世紀を通して、とくにエンクロージャー時にやはり激しい入れ替わりをみせている。これは概ね予測しうるところであるが、消えたものと新しく来たものとが露わになる。テナントの数も変わるし、抵当権設定や短期の土地所有など、土地市場の流動性も大きくなった。なによりも所領経営の合理化がパターンとして把握しうようになっていく。以上が概要である。

ついで少々随想的になるが読後感を記したい。まず、オーソドックスな事柄をオーソドックスな手法で、誰もが納得のいく行き方で行った研究であるといえよう。実はなかなかできないことである。そしてなによりも『プロセス』そのものへの関心を回復する必要があるという著者の強い認識(10頁)」による叙述は、本書全体を通して大いに共感できるのである。

研究史の進展についてもチェンバース、ミンゲイ、マーティン、ターナー、マクロスキー……と気になる論者に関しても、第1部で読者はどのように読んだらよいか指針を与えられる。そのようにしてイギリスにおけるエンクロージャー研究の展開をよく理解できるのは、必ずしも専門でない読者にとっても親切である。とくに18・19世紀ノーサンプトン州農村におけるコモナー commoner の運命への共感に満ちた、ニーソンのきわめてインパクトのある研究に詳しい²。

第2部の事例研究でもウェストン・タービル教区における囲い込みを、その豊富な史料を最大限に活かし、進行過程から結果にいたるまで、委員の状況・必要経費・経費調達経路・土地所有動向と可能なかぎり多角的なアプローチでとらえている。とりわけ著者も明言するとおり、第6章の土地問題―土地分配過程に関する章は、これまで個々の事例をつうじて完全な検証を行った研究は存在していないため、研究史の上でもきわめて大きな貢献をなすものである。そこでは十分の一税の実態にもふれられており、19世紀の土地所有動向がよくわかる綿密そのものといってよい論考である。第9章における印象深い、家族単位でみた入れ替わり、「エンクロージャー時土地申告者(所有者)の消長(1780―1832年)」の表もその発展上の成果であり味読すべきであると強く感じた。

なお、付録の「各土地所有者におけるエンクロージャー前後の変化」における、相互のあるいはその背景にある親族関係の状況などいけば「横」のつながりは、今後より理解の深まる可能性はあるのだろうか。入れ替わりも家族でみていっていることも考えると。そうした観点からすると、Simons 兄弟や Tompkins 家(202―3頁)の話などはよけい印象に残る。

研究対象を同じくイギリス農村にしている、200年違うとかくも違ってくるものかと議論を読み

進めながらあらためて強く感じた。エンクロージャーというものの本質がそうなのだからむしろ当たり前ののだが、本書の扱う19世紀イギリスでは、土地は所有されるもので、それ以前の中世以来の保有というあいまいなものはほぼ消失している、ようだ。これに対する要因の一つとして著者からも説明を受けたところであるが、17世紀後半から19世紀まで、とくに18世紀に行なわれたコピーホルドの解放 enfranchisement of copyhold がある。実際にはその進行の過程と進捗とは地域差もあり多種多様であったようであるが、1852年の法令で領主あるいは農民いずれかの要求により「解放」が可能となり、最終的に1894年贍本保有法 Copyhold Act でさらにそれが明確になった。もともとコピーホルドの完全な廃止は1922-4年の法令によってであった。もちろん借地保有への切り替えもコピーホルドの減少のもう一つの要因である³。いずれにせよ、一般的にコピーホルドは「マナー領主の意志により」「マナーの慣習にしたがう」保有権である。それゆえあくまで所有権は領主（最終的には国王）にあり、囲い込みに際しては土地の割当の対象とはならないものであった。すなわち囲い込みによって領主にとりあげられるのが一般だから、コピーホルダーが土地所有者になるにはフリーホルドに切り替える他なかったわけである。それゆえ本書では、16・7世紀であれば贍本保有と訳すであろうコピーホルディングも、フリーホルディングと一括して土地所有者の所有地とされている（たとえば129-30頁、169頁）。土地所有者 proprietor は家屋、土地等の不動産をフリーホルディングないしコピーホルディングのかたちで所有するものという定義である（129頁）。これは上記第9章でとくに入念に扱われる史料一地租査定簿での区分が own（所有）と occupy（占有）とあることから、その分析結果に関する叙述から始まるため、一貫性をもたせるために他の場合でも保有という言葉を使わなかったのか、と推察している。事実本書では保有（権）という言葉は42頁に登場するくらいで索引事項にもない。上記のコピーホルドの解放が当教区でどのように進行していたのか、「占有者」の前史、すなわち18世紀の状況を知りたいところである。そしてそのうえであらためて聞きたいが、本書の扱う時期は、ホルディングはもはや保有と訳しても意味のない時代であったのだろうか。おそらくこの点は次の「共有」とも通底する問題なのではないかと思う。

「共有地」は本書では頻出用語であるため、読みながらひっきりを禁じえない。たとえば、本書70頁で「共同（耕）地 common land/field」と「開放耕地 open field」とを区別するかたわら、主として共同放牧権である共有権に服する土地ということで「共有地」としている。索引では「共同地」、「共同耕地」が一括して項目とされ、17の頁が挙げられており、「共有地」は23の頁がついている。しかし、「共有権」と権利問題に関しては有であり同は使わないという点で著者の姿勢は一貫していると言える。評者自身はこれまで研究対象を16・7世紀に置いていることもあって、その当時の農民保有状況から推して、共同所有はありえないものとし、あいまいに「共同地」、あるいは「共同用益権」としてきた⁴。また耕地は耕地で、field そのものは耕圃とその都度、原語にしたがい共同耕地、開放耕地と使い分けてきた。そうした時代差が著者とコメントの表現差の原因かとも考えられる。

ところが、たとえば平松紘教授は、その中世から近代そして現代までのイギリスのコモンズを研究した成果ではっきりと「わが国の多くの著述にみられる、commons=共有（地）、right of com-

mon=共有権, common land=共有地, との訳語は、『共有の性質を有しない入会権』と『共有の性質を有する入会権』(民法263条)の法理的な相違, 否その法理上の区別⁶の存在さえも理解せず, 根本的にはゲルマン的『総有』論に依拠する法律研究に無条件に拠っている, まったくの誤訳あるいは曖昧な使用であるといわざるをえない。」としている。これにはどう対処したらよいか。

細かな点としては, probate inventory は遺言状目録(42頁注)との訳があてられている。probate は検認と訳すべきだろう。また, 生前に作成される will 遺言状(書), 死後作成される inventory 遺産目録, 死後1年ほどして作成される account 会計簿とこの3点セットで検認記録が残されるべきものとされるのが16・7世紀ころの状況であった。本書の時期になるとそうではなくなっているから, このような訳になったのであろうか。

追 記

2000年4月8日(土) 晴れ。ロンドン・キングズ・クロス London King's Cross 駅からロンドン・メアリルボーン London Marylebone 駅は地下鉄で近い。メアリルボーン駅からチルターン鉄道 Chiltern Railways でエイルズベリー Aylesbury 行きにのる。約50分の旅程である。エイルズベリー駅からタクシーで10分ほどでバッキンガム州ウェストン・タービル教区の中央に着いた。中央というのは, そこに郵便局・理容店・新聞販売店兼雑貨屋など店が5件ほど入ったビルがあり, 前は村の幹線道路で, バス停もあるからである。タクシーから降り立ち, まず鼻をツンとついたのが, そのビルの左隅にあるフィッシュ&チップス屋からの麦芽酢の臭いであった。ちょうど正午であり昼食としてフィッシュ&チップスを買った。その主人は中国系であった。彼は筆者がどこからきたかとたずね, 日本からであるとこたえと, どのような用件できたのかを問う。この村の歴史に興味が合ってきた旨を言うと, 「歴史?」「この村の, 歴史?」とウェストン・タービルという村に歴史があるということの意味がよくわからないようであった。歴史とは文字通り歴史上の人物がつくりあげるものであり, よもやウェストン・タービルに歴史というものがありえようとは思えない, 不思議なことをいうものだという様子であった。「いやその, ここでかつて, 200年ほど前囲い込みがあり, 私の先輩がその研究をしているのです。」「囲い込み?」その反応からすると生まれて初めて聞いた言葉のようであった。

その後, 記念館がたつ村の広場(コモンズ)で村の若者がサッカーに興じるのを遠くからながめつつ昼食をすませ, 村を散策した。道がよくわからず外に出ている住民に本書の地図を見せたりするが, 昔の地図であり昔の行政区分でもあるため, 住民の方でも適切に教えたくとも教えられないという状況であった。また, 囲い込み, という言葉への反応は微弱である。いや, こうした現象こそが囲い込みの結果なのだ, と漠然とではあるが思った。やりとりの末, ころうじて村の南が景観として優れている, との薦めを得た。その道々生け垣には注意を払い, のぞき込んだり写真をとったりしたが, ゴルフ場もあり, 耕地もそれこそ整地が進んでいる。住民に薦められた景観は本書地図から南に外れた部分にある(Brookway)羊の放牧地であった。ゆるやかな起伏がなるほどチルターンかと思わせる。羊の親子を写真におさめた。

もちろんイギリスにあっては地方史研究は盛んであり, 学校で小中学生に歴史の時間ということ

で、教区の歴史を地図を用いて教えかつ生徒にも調べさせるということをしている。その旨、自分の息子が学校からもらってきた古地図に興味深かったと、羊の放牧地の前で芝刈りをしていた婦人が語っていた。したがって困い込みに関しても知っている人は知っているはずである。本書も概要をふくらました英訳を当地において披露しても良いのではないか。フィード・バックということで。

注

- 1 本書評は、経営史学会関西部会1・2月例会(2000年1月22日、社会経済史学会近畿部会との共同開催)関西学院大学池内記念館にて、著者とともに合評会でのコメントとして報告した草稿が土台となっている。
- 2 J. M. Neeson, *Commoners: Common Right, Enclosure and Social Change in England, 1700-1820* (Cambridge, 1993).
- 3 椎名重明『イギリス産業革命期の農業構造』(御茶ノ水書房 1962年, 1982年)第4章第3節。
- 4 高橋基泰『村の相伝・近代英国編—親族構造・相続慣行・世代継承—』刀水書房 1999年。
- 5 平松紘『イギリス環境法の基礎研究—コモンズの史的変容とオープンスペースの展開—』敬文堂 1995年, 7頁。
- 6 最近の環境社会学・民俗学など他学問分野でも commons はコモンズとして訳さず用いる場合が多いようであるが、訳としてはむしろ「入会い」とする論者も見受けられる。平松教授もその中に含まれる。

(高橋 基泰)